

令和2年度から河川愛護事業が変わります

なにが変わる？

- ①補助の方法 金銭補助から現物支給へ
- ②手続きの簡略化 申請型 から 登録型へ

- 事業実施前に支給されるため、団体の立替え払いがなくなる。
- 所管の土木事務所等とやり取りするため、迅速な対応が可能となる。

河川愛護事業へ参加するには…

これだけ！

活動団体として所管の土木事務所等へ登録

所管の土木事務所等から、要望した物品が支給される。

主な支給品

- ・軍手
- ・ゴミ袋
- ・草刈り鎌
- ・刈り払機（貸与）
- ・飲料（アルコール類除く）
- ・替え刃 など

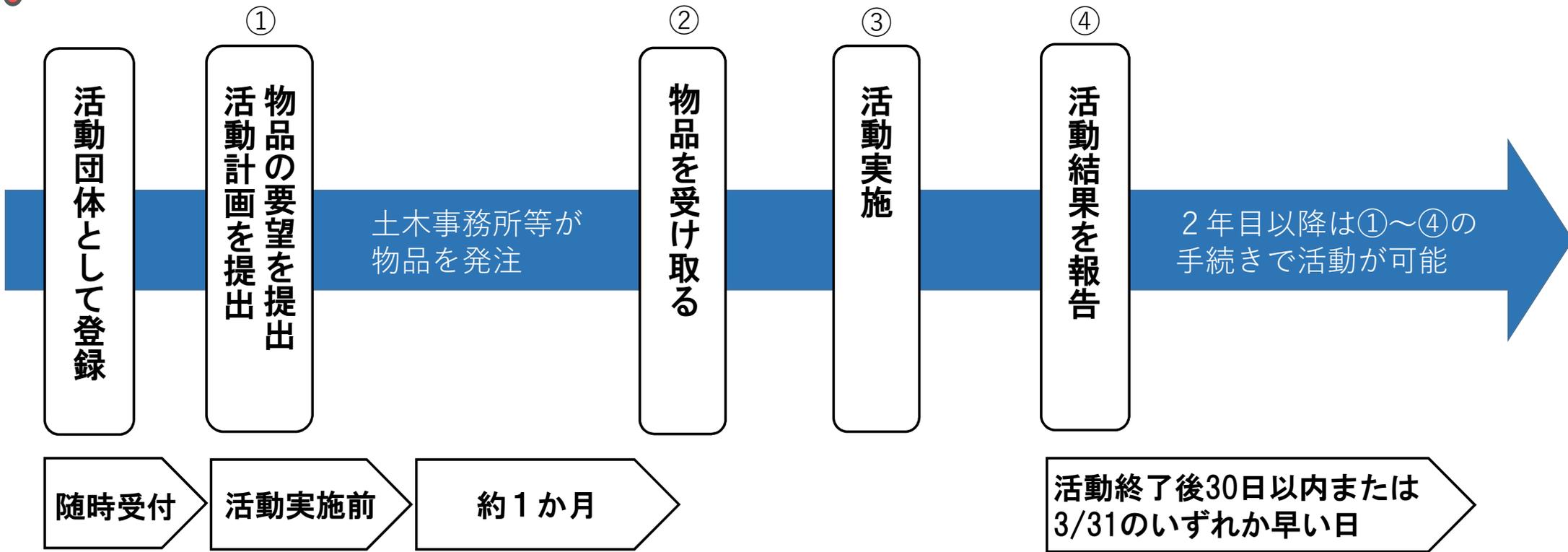
【制度の問い合わせ先】

茨城県土木部河川課管理担当

TEL：029-301-4478



活動の流れ



活動計画書兼消耗品貸与品要望書,
活動実施報告の提出, 団体登録

